

(参考)

森林環境教育促進事業の対象とする学校林

学校が所有（分収林契約の締結等による利用を含む。）している森林及び教育課程において、環境教育、体験活動に利用している森林を「学校林」と位置づけ、次のような形態のものが該当します。

また、このような「学校林」を保有している学校を「学校林保有校」としています。

- (1) 学校が所有しているもの
- (2) 国有林、公有林などと、分収林契約や利用協定等を締結しているもの
- (3) 民有林と借地契約や使用許可を交わしているもの
- (4) 国有林と「遊々の森」協定を締結しているもの
- (5) そのほか民有林や森林公園等と申し合わせ等（有償・無償、書面・口頭を問わない。）により、一定期間（3年以上）利用しているもの